

## 名義預金について

ご両親がお子さまやお孫さまのために預金口座を開設し、将来のためにお金を預けておくその「親心」が、相続の場面では思わぬ不利益につながってしまうことがあります。本号では、そのようなケースで問題となりやすい「名義預金」について、基本的な考え方と注意点、生前贈与を活用した対策のポイントを分かりやすく解説いたします。



### 1. 名義預金とは何か

#### (1) 名義預金の基本的な考え方

名義預金とは、預金口座の「名義人」と、実質的に口座を管理する人が異なる預金のことをいいます。

例えば、次のようなケースが典型例です。

- ①夫が自分の資金を妻や子ども名義の口座に預け入れ、その口座を夫が管理している場合
- ②親が自分の資金を子ども名義の口座に預け入れ、その口座を親が一方的に管理している場合  
このような場合、相続が発生した際に、その預金が「名義預金」と判断される可能性があります。

#### (2) 名義預金と判断されやすい例

親が子ども名義の預金口座（通帳）を作成し、その口座に親自身のお金を預け入れている場合、名義は子どもであっても、実際のお金の所有者は親とみなされる可能性があります。

特に、次のような事情があると名義預金と判断されやすくなります。

- ①お子さま・学生・専業主婦（主夫）の方など、名義人に収入がほとんどない場合
- ②預金残高に比べて、名義人の収入が明らかに少ない場合

名義預金とみなされた財産は、原則として被相続人（亡くなられた方）の相続財産に含まれ、相続税の課税対象となります。



#### (3) 名義預金を疑われやすい共通のパターン

一般的に、次のような事情がある場合には、名義預金であると疑われることがあります。

- ①口座の名義人が、その口座の存在自体を知らない
- ②名義人が、その口座の資金を「贈与された」という認識を持っていない
- ③名義人が口座の管理をしておらず、亡くなられた方（被相続人）が実質的に管理していた  
これらの事情が重なると、税務署から名義預金と判断される可能性が高まります。

### 2. 名義預金とならずに財産を移転する際のポイント

名義預金のつもりはなくても、結果として「名義預金」と判断されてしまうと、相続税の負担が大きくなる可能性があります。

ここでは、名義預金とならないように注意しながら、生前に財産を移転するためのポイントをご紹介します。

#### (1) 生前贈与の各制度を活用する

財産の生前贈与とは、生きている間にご家族などに財産を譲り渡すことを言います。

贈与の対象となる財産は、預金だけでなく、上場株式・非上場株式、投資信託、生命保険、不動産など、財産的価値のあるもの全般が含まれます。贈与財産は、原則として贈与時点の時価で評価されます。特に非上場株式や不動産は時価の把握が難しいため、相続税法等で定められた一定のルールに基づき評価額が算定されます。主な生前贈与の方法として、次の2つの制度がよく利用されています。

## ①暦年課税による贈与

暦年課税とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間に受けた贈与額の合計に対して贈与税を計算する方法で、以下の特徴があります。

### ●年間110万円までは「基礎控除」として非課税

110万円を超える部分に対して、贈与税が課税されます。贈与により移転された財産は、原則として贈与者の相続財産から切り離されます。

### ●相続財産への持ち戻し

被相続人が亡くなる7年前に、法定相続人に対して行った贈与については一定の金額が相続財産に持ち戻されます(加算される)。これに対し、法定相続人以外の方(例:相続時に遺産分割を受けないお孫さまなど)への贈与については、この7年間の持ち戻し加算の対象とはなりません(※現行法による取扱い)。具体的な適用範囲や金額については、お客さまのご状況により異なりますので、税理士等の専門家にご確認ください。

## ②相続時精算課税制度を利用した贈与

相続時精算課税制度とは、生前に一定の財産をまとめて贈与し、その評価額を将来の相続財産に加算して精算することを前提とした制度です。2023年の税制改正により基礎控除枠が新設され、相続時精算課税を選択した場合でも、毎年110万円までの贈与については基礎控除が利用できるようになり、制度の利便性が高まっています。制度の利用にあたり、以下の点にご留意が必要です。

### ●贈与者は60歳以上の直系尊属、受贈者は18歳以上の直系卑属が適用対象

親・祖父母から、子・孫への贈与に限られ、兄弟間や配偶者間には適用ができません。年齢要件も決まっているため、誰でも自由に使える制度ではなく、暦年贈与と比較し、適用対象が限定されます。

### ●評価額の固定

相続時に適用する評価額は、贈与時の評価額です。評価額を固定できるため、将来値上がりが見込まれる株式や不動産などについて値上がり前の時点

で評価を固定できますが、値下がりした場合でもその評価額が適用されるおそれがあります。

上記の制度の選択は、将来の相続を含めた全体設計に大きく影響しますので、事前に税理士などの専門家へご相談のうえ、ご検討いただくことをおすすめいたします。

## (2) 正当に贈与を活用するための3つのポイント

上記の制度を活用する際に名義預金とみなされないためには、「贈与(あげる・もらう)」の意思と実態を明確にしておくことが大切です。一般的には、次の3つのポイントが重要とされています。

### ①贈与契約書を作成する

贈与であることを明確にするため、贈与契約書を作成しておく方法があります。贈与契約書により、名義人がその口座の存在を知り、贈与を受けたことを認識していたことを、客観的に示しやすくなります。

### ②振込みで資金を移す

贈与者の口座から、名義人本人の口座へ振込みを行うことで、資金の流れを明確に残すことができます。現金の手渡しよりも、後日「本当に贈与だったのか」を説明しやすくなります。

### ③名義人本人が口座を管理する

通帳やキャッシュカードは原則として名義人本人が保管・管理し、必要な入出金の判断も名義人本人が行うことが望ましいとされています。

## 3. おわりに

名義預金は、一見すると「家族のための預金」のように見えても、相続の際には被相続人の財産とみなされ、相続税の課税対象となる場合があります。配偶者やお子さまに有効に財産を引き継ぎたいとお考えの場合は、名義預金とならないよう、生前贈与の方法や手順をあらかじめ検討しておくことが大切です。足利銀行では、専門スタッフが資産承継について幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部までお気軽にお問い合わせください。

### <ご留意事項>

- 本レポートは、一般的な情報提供を目的として作成したものであり、特定のお客さまの事情を踏まえた税務・法務等の助言を行うものではありません。
- 税務上の取扱いは、お客さまのご状況や法令・通達等の改正により異なる場合があります。具体的な税務の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等の専門家にご確認ください。